

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 業務用冷蔵庫

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



<相談内容>

家庭で使用していた「業務用」冷蔵庫を廃棄したいと思っています。

この冷蔵庫は、家電リサイクル法（リサイクル料金支払い義務）の対象になるのでしょうか？

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物のどちらになるのでしょうか？

<協会からの回答>

- 業務用冷蔵庫が、家庭用として使われている事例は少なくないようです。
- まず、家電リサイクル法についてですが、「業務用」冷蔵庫は対象外のようです。

環境省 家電リサイクル法 Q&A (<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/faq.html>)

QA17

「家庭用として製造・販売されており、通常、家庭で使用されている機械器具であれば対象となります。ただし、専ら業務用として製造・販売されているものを家庭で使用していた場合は、家庭で使用しているといっても、この法律の対象とはなりません。極端な例ですが、例えば、スーパーマーケットで使用されているショーケース型の冷蔵庫や自動販売機、クリーニング店で使用されている業務用の洗濯機は、家庭で使用されている例があったとしても、この法律の対象とはなりません。」

- 次に、廃棄物処理法についてですが、こちらは業務用機器であっても、家庭用として使われていたもの（≠事業活動に伴って生じたもの）ですので、一般廃棄物になると思われます。市町村の清掃センターや市町村が許可した一般廃棄物処理業者による処理になると思われますので、市町村の清掃担当課にお問合せください。

－ 組織強化の推進について －

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び再生利用等の事業を通じて、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の効率的な活用を図り、県民福祉の向上に寄与することを目的とする公益法人です。

協会では、日頃から会員増強に努めておりますが、令和8年6月1日現在の会員数は、正会員201社、賛助会員23社となっております。他都道府県協会と比較すると少ない状況にあります。会員の拡充は、組織の社会的発言力を高め、業界のさらなる発展につながる重要な基盤となります。

会員の皆様におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、取引先の排出事業者の方には賛助会員としてご入会いただけますよう、ご勧誘にご協力をお願いいたします。

なお、入会に関するお問い合わせは、協会事務局までお願いいたします。TEL028-612-8016